愛知県地域防災計画の修正概要

1 愛知県地域防災計画の目的

• 災害から県民の生命と財産を保護するため、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して、総合的かつ計画的に防災対策を推進することを目的として、愛知県防災会議が、災害対策基本法第40条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項を総合的に定めるもの。

2 愛知県地域防災計画の主要な修正点

• 今回の修正では、新たに以下の事項を追加。

(1)愛知県の新たな取組

① 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

• 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市町村、防災関係機関等が連携協力 して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難 対策等の対応を規定。

<主な対応>

〇情報収集・連絡体制の整備

- 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に基づき県災害対策本部(第2非常配備(準備強化体制))を設置する。
- 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に基づき県災害対策本部(第2非常配備(警戒体制))を設置し、必要に応じて、順次、体制を拡張する。

〇住民への周知・呼びかけ

- 県及び市町村は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 等の内容、交通及びライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に 密接に関係がある事項について周知する。
- また、国からの指示に基づき、地域住民等に対して避難の継続(事前避難)等の措置、及び最寄りの避難所・避難場所の確認や家庭における備蓄の確認など、日頃からの備え等の防災対応をとるよう呼びかける。

〇避難対策等

• 市町村は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」 (2019年5月内閣府)、「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨 大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(2020年3月愛知県)等に基づき、事前避 難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)を検討・設定し、 国からの指示が発せられた場合に、避難勧告等により事前の避難を促す。

② 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

• 昨年の房総半島台風(台風第15号)を踏まえ、県及び市町村は、広域的な停電や通信 障害の早期復旧を図るため、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力・通 信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関との協力体制の整備を推進する。

③ 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化

• 被災市町村における住家等の被害調査体制の強化を図るため、県と建築・不動産の関係団体との間で締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」(2020年1月)に基づき、市町村から要請があった場合等に、調査協力を要請する。

④後方支援を担うための新たな防災拠点確保に向けた検討

• 県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に、全国から人員や物資等の支援を受け入れ、 被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「後方支援を担う新たな防災拠点」の 確保に向けた検討を行う。

(2) 国の防災基本計画の修正に伴う事項

(1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定(名古屋市)に係る修正

• 2018 年 6 月の災害救助法の一部改正により創設された「救助実施市制度」に基づき、 2019年12月に名古屋市が救助実施市に指定されたことに伴い、名古屋市が実施する応 急活動等を規定。

②「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

• 社会全体の防災意識の向上を図るため、国・県・市町村は、「自らの命は自らが守る」意 識の徹底、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するた め、住民主体の取組を支援・強化する。

③ 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営等

• 県・市町村は、NPO・ボランティア関係団体等と連携して受援体制の構築・強化を図るとともに、県は、災害時にこれらの関係団体等が運用する情報共有会議の円滑な運営に向け、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」に基づき、防災のための愛知県ボランティア連絡会等との連携協力体制を強化する。

④ 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

• 中小企業等の防災・減災対策の普及を図るため、県・市町村・商工団体等は、事業継続 力強化支援計画に基づき、中小企業等による事業継続力強化計画の策定を支援する。

(参考)災害対策基本法

第四十条 <u>都道府県防災会議</u>は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災 計画を作成し、及び<u>毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修</u> 正しなければならない。